



EUの予防原則に関する考え方

予防原則に関するEC委員会ガイドライン(2000年2月)より引用

- 予防原則は、リスクアセスメント・**リスクマネージメント**・リスクコミュニケーションの枠組みの中でマネージメントに位置付けられる。
- 予防原則に基づくアプローチは、可能な限り完全な**科学的リスク評価**から始めるべき。
- 許容できないリスク、科学的不確実性、公衆の不安に直面したとき、これに対する答には、アクションをとらないことも含まれる。アクションをとる場合も、法的拘束力のある措置から研究プロジェクトや勧告といったものまで**広範な内容**があり得る。
- アクションが必要な場合は、特に以下のような**予防原則に基づいた対策**がとられなくてはならない。